物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程

平成24年11月1日告示第67号

改正

平成26年7月7日告示第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、物品の製造の請負又は物品の買入れ等(以下「物品購入等」という。) に係る指名競争入札の参加者の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格の審査)

- 第2条 物品購入等の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者は、 町長が別に定める物品購入等競争入札参加資格基準(以下「資格基準」 という。) に係る審査(以下「資格審査」という。) を受けなければな らない
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11第1項において準用する政令第167条の4 第1項の規定に該当する者
 - (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律 第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する 暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

- 第3条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、町長が別に定める期間内に物品購入等競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに 該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の 生じた都度申請書を提出することができる。
 - (1) 物品購入等競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。) に登載されていた者から営業用資産を承継した者

- (2) 名簿に登載されている者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
- (3) 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併(当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。) して設立した法人
- (4) 第8条第2号の規定により名簿から取り消された者で新たに営業 に関し許可、認可等を受けた者
- (5) 第9条第1項の規定に基づき資格を取り消された場合において、 当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者
- (6) その他町長が特に認めた者

(資格基準等の公示)

- 第4条 町長は、第2条第1項の資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。 (名簿の作成等)
- 第5条 町長は、第2条第1項の資格審査を行ったときは、資格基準に 適合すると認める者(以下「資格者」という。)につき名簿を作成し、 又はこれに追加するものとする。
- 2 町長は、前項の資格審査の結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(申請の変更)

- 第6条 申請書を提出した者又は資格者は、申請内容について変更があったときは、速やかに変更した事項を町長に届け出なければならない。 (名簿の有効期間)
- 第7条 名簿の有効期間は、3会計年度とする。ただし、3会計年度経 過後翌3会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前3会計年度 の名簿をもってこれに代えるものとする。
- 2 名簿の有効期間途中において当該名簿に追加して登載された者の有効期間は、当該名簿の有効期間とする。

(資格の喪失)

- 第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格 を失うものとする。
 - (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の 4第1項の規定に該当するとき。
 - (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、 認可等を取り消されたとき。

(資格の取消し)

第9条 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格

を取り消すことができる。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の 4第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第2条第2項第3号に該当する者であることが判明したときであって極めて悪質であると町長が認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ち に当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 町長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者の うちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第11条 町長は、当該物品の種類、品質等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認めるときは、資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成16年山田町訓令第16号)第3条の定めにより提出されている物品購入等入札参加資格審査申請書は、第3条に定める申請書とみなす。
- 3 この告示の日から平成25年度から平成27年度の3会計年度を有効期間とする名簿が作成されるまでの間における第10条及び第11条の規定の適用については、第10条中「資格者」とあるのは「資格者及び町内に営業の本拠地を置いている者(資格者を除く。)」と、第11条中「資格者以外の者」とあるのは「前条に定める者以外の者」とする。

附 則

この告示は、平成26年7月7日から施行する。